

# 具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 18

発行：山口県教育委員会

令和5年2月10日

## 1 テーマ

### 「児童生徒性暴力等（わいせつ行為・セクハラ行為等）」について

文部科学省の調査によると、令和3年度に懲戒処分等を受けた全国の公立学校の教員のうち、「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた者は216人に上り、9年連続で200人を超えています。そのうち、児童生徒等に対する「性犯罪・性暴力」により懲戒処分を受けた者は94人となっています。本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教員が、児童生徒に対して性暴力等を行うということは、断じてあってはなりません。

## 2 事例

### 【事例①】

A教諭は、勤務校の生徒Bの相談を受けるうちにSNSで私的なやり取りを繰り返すようになった。連絡を取り合う中で、生徒BをSNSでドライブに誘い出し、自車の車内で体に触れるわいせつ行為を行った。

### 【事例②】

C教諭は、担任をしている児童をひざの上に乗せたり、体育館や空き教室で特定の児童Dの体を触ったりするなどの行為を繰り返していた。C教諭は、児童Dに、「内緒だよ。」と言って口止めしていた。児童Dは学校を欠席しがちになり、心配した保護者が学校に相談し、C教諭の行為が発覚した。その後、児童Dは心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された。

※ 教育職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒の人権を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものです。児童生徒の教員への信頼を利用し、また児童生徒からの好意や同意を理由にわいせつ行為に及ぶことは、教育に携わる者として絶対に許されることではありません。

令和4年6月22日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されており、わいせつ行為等を行った教員には厳しい処分が下されます。

## 3 わいせつ行為が起こる要因

○ アメリカの性犯罪者治療の専門家であるティモシー・カーンは、性加害行動（わいせつ行為等）が起きるまでのプロセス上にある、行動を妨げるバリアを「4つの壁」としてまとめています。

ティモシー・カーン 「4つの壁」	「学校という職場における4つの壁」の一例
①動機の壁 性加害行動の欲求につながる満たされない気持ちや状態を解消すること	・常態的な長時間勤務や日々の苦情対応等の高ストレス環境を解消すること
②内的壁 「やっちはいけない」などの人間にある良心をもつこと	・教育公務員としての使命感・倫理観をもつこと
③外的壁 被害者と2人だけで接触しないなどの外的環境を整備すること	・複数人での相談体制を整備すること ・人の目が少なくなる放課後という時間帯に同僚同士が声を掛け合うこと
④被害者の壁 被害者の抵抗があること	・教員と児童生徒という力関係を認識すること ・児童生徒に被害にあいそうになった際の具体的な対処法を身に付けるためのワークショップを実施すること

※ 埼玉県教育委員会作成資料「不祥事防止研修プログラム 未来を育てる私たちの使命と誇り

～不祥事根絶を目指して～P28」より参考

☆ 教職員だけでなく、保護者や地域の関係者とともに、現在の教職員の状況や学校環境を見つめ直し、自分たちとは関係ないことと考えず、研修に取り組むことで、それぞれの壁を高くしていくことが重要です。

## 4 チェック 自分自身を振り返ってみましょう

□ 児童生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合には、管理職や同僚に告げてから行っていますか。

□ 1対1で児童生徒に対応する場合には、密室にならないよう工夫していますか。

□ 児童生徒に対し、性的なからかいや冗談を言ったり、性的な内容の会話をしたりしていませんか。

□ 児童生徒や保護者と私的に携帯電話やメール・SNSで私的なやりとりをしていませんか。

※ これらのことを日頃から意識することで、わいせつ行為やセクハラ行為を根絶しましょう。